

役 員 名 簿

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	職 業	役員資格 等	欠格条項 の該当の 有無	特殊関係 の有無
理事	ささき つねと 佐々木 経人	男	昭和20年12月4日	農林業	経営識見	無	無
理事	まつむら となり 松村 寿成	男	昭和50年12月7日	豊根村社会福 祉協議会	経営識見	無	無
理事	ささき あきら 佐々木 輝	男	昭和32年7月5日	会社員	地域福祉	無	無
理事	はせ みなつ 長谷 みなつ	男	昭和56年7月7日	職員	管理者	無	無
理事	むらまつ さよこ 村松 小依子	女	昭和47年4月15日	職員	管理者	無	無
理事	なかたに いさお 中谷 勇夫	男	昭和31年12月12日	職員	管理者	無	無
監事	あおき ひとし 青木 仁	男	昭和45年8月8日	公認会計士	財務	無	無
監事	いとう もんじ 伊藤 紋次	男	昭和23年12月15日	農業	事業識見	無	無

**役員等の報酬、諸手当及び
弁償に関する規程**

令和5年7月1日

社会福祉法人 明峰福社会

役員等の報酬、諸手当及び弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 報酬及び諸手当の額は、予算の範囲内において支給する。

- 2 報酬の額は、理事、監事は1回当たり5,000円、評議員は1回当たり5,000円とする。ただし、役員を兼務している施設長等には支給しない。
- 3 関係行政庁等において公私分離の原則に照らし月額給与を年間通じて支給されている者については支給しない。
- 4 理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあつては、その責務について、月額42,000円を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(費用弁償)

第6条 費用弁償の旅費は別紙のとおり支給するものとする。

- 2 関係行政庁等において旅費支給のある場合は支給しない。
- 3 理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあつては、費用弁償の旅費は別紙のとおりとする。

(支給方法)

第7条 支給方法は、理事長の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第7条に準じた日とする。

- 2 役員等に対する報酬、費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成24年10月31日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則 この規程は、平成30年3月28日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附則 この規程は、令和5年6月9日より施行し、令和5年7月1日より適用する。

(別紙) 役員の旅費 (距離：片道)

距離	料金単価
5 km 未満	200円
10 km 未満	400円
20 km 未満	800円
30 km 未満	1,200円
40 km 未満	1,600円
50 km 未満	2,000円
50 km 以上	2,500円

※出席につき1回の単価

※自宅からの距離計算